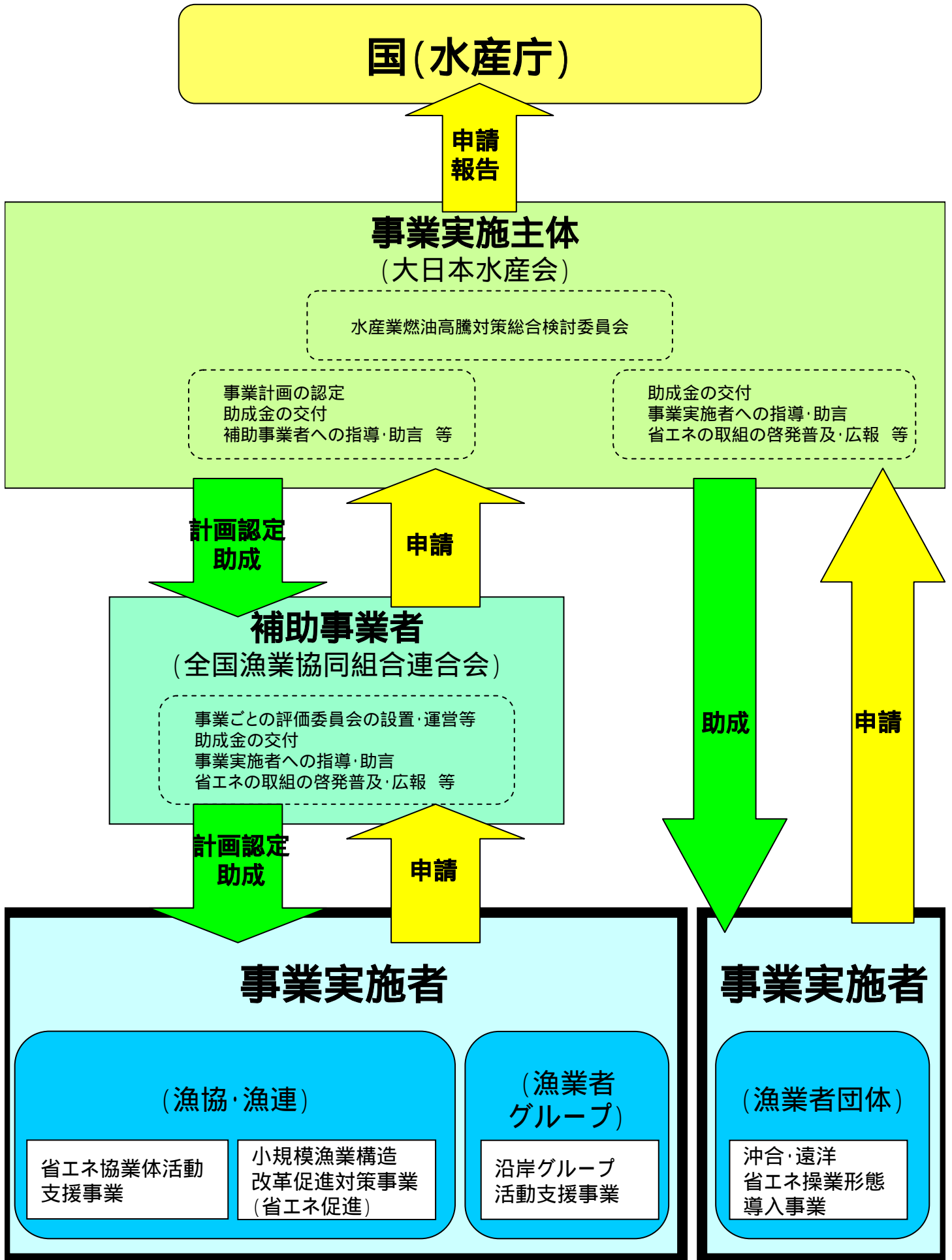


19 補正燃油緊急対策 (水産業燃油高騰緊急対策事業) の概要について

平成20年2月

水産庁
(社)大日本水産会
全国漁業協同組合連合会

事業の流れ



はじめに

昨今の急激な漁業用燃油価格の高騰等により、我が国の漁業経営は厳しい状況となっています。また、燃油価格は、世界的な原油需要の増加等から長期的には低下しないと考えられていますので、我が国の漁業を燃油高に対応した省エネ型の構造へと転換することが急務となっています。

このため、これまでの燃油タンクの整備、省エネルギー設備への転換、省エネルギー技術の導入促進等に加え、平成19年度補正予算で、新たに、漁業者がグループを作って集団で取り組むことにより、省エネルギーが図られる漁業構造、操業形態への転換を促進する事業を実施します。

この事業の実施には、漁協、漁連等の関係団体や国、地方自治体の連携・協力はもとよりですが、漁業者ご本人の努力、さらには、協業化や輪番休漁に向けた地域での話し合いなどの取組が不可欠となっています。

この事業について理解を深めていただき、十分にご活用いただくことによって、皆様には、今般の燃油高騰を乗り越えるとともに、将来にわたって国民へ水産物を安定的に供給するという責務を果たしていただきたいと思います。

目次

水産業燃油高騰緊急対策事業(19補正燃油緊急対策)

- | | |
|---------------------------|------|
| 1. 省エネ推進協業体活動支援事業 | P. 1 |
| 2. 小規模漁業構造改革促進対策事業(省エネ促進) | P. 3 |
| 3. 漁業経営体質強化対策事業 | |
| 沿岸グループ活動支援事業 | P. 5 |
| 沖合・遠洋省エネ操業形態導入事業 | P. 6 |
| 4. 申請手続 | P. 7 |
| 5. Q & A | P. 8 |

1. 省エネ推進協業体活動支援事業

(支援対象)

漁業者のグループ(原則5名以上)が、10%以上の省エネを同時に実現する輪番制休漁の協定などを締結した場合、休漁中の漁業者が行う「漁場生産力向上の取組」を支援

(支援内容の例) (助成水準:休漁中の漁業者が下記の活動を行う経費の1/2)

魚付林の整備:植樹用苗木の購入や植樹活動

藻場の整備:植食性生物の移植、駆除、海藻種苗の供給・生産等、施肥活動

干潟の整備:海底耕耘、被覆生物の除去、稚貝の移植

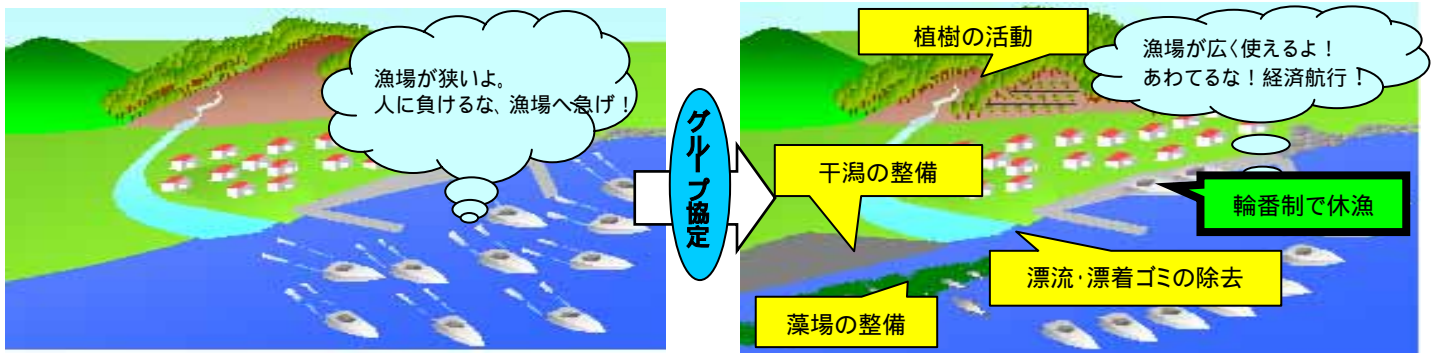
漁場や海岸に漂流・漂着するゴミの除去や処理

に要する人件費や交通費、船舶借料、諸雑費 など

ただし、漁業者活動の指導・監視に要する経費は実費となります。

【漁場生産力向上の取組のイメージ例】

漁場生産力向上という共益に資する活動であれば、これらの活動に限定されるわけではありません。



植樹



良質な河川水をつくり、漁場生産力の向上のため、休漁者による植樹活動を支援

漂流・漂着ゴミの除去



漂流・漂着ゴミ等を除去し漁場生産力を高めるために、休漁者による漁場清掃・海岸清掃等の活動を支援

干潟整備



多様な生態系を形成する干潟の生産性を高めるために、休漁者による干潟の海底耕耘や漁場整備等の活動を支援

藻場整備



魚介類の産卵場等になるアマモ等を休漁者が漁場に植える等、休漁者による漁場の整備活動を支援

省エネ推進協業体活動支援事業の進め方

漁業者グループによる検討会



漁業者グループの定義
 同一の漁業種類
 船主・乗組員が5名以上で構成
 複数の経営体で構成
 同時期に他のグループに所属しない

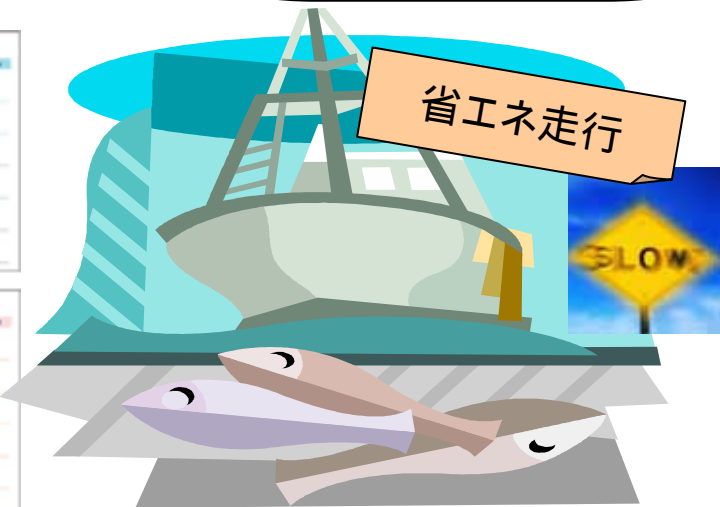
グループ協定 輪番制休漁の取り決め

〔計画の策定〕
 ・省エネ目標
 (10%以上削減)
 ・省エネ走行

+ 漁場生産力向上の取組実施

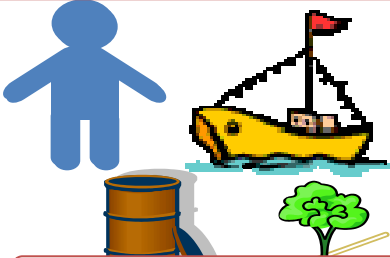
計画認定後

事業期間:平成20年度まで

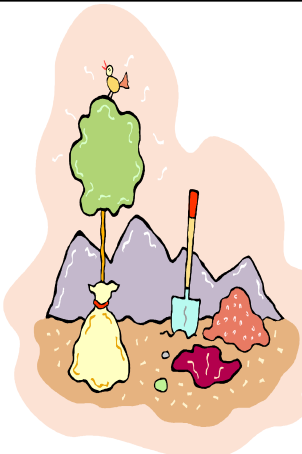


「漁場生産力向上の取組」に助成金を支払い

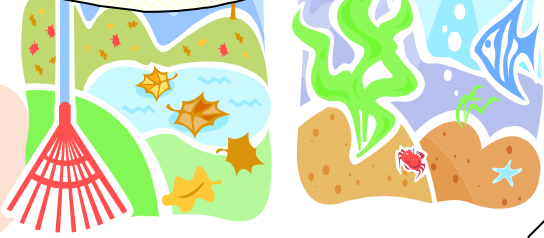
人件費・用船料を助成



その他諸経費の1/2を助成



- 取組例**
- ・魚付林の整備
 - ・藻場・干潟の整備
 - ・種苗の放流
 - ・産卵場・育成場の整備
 - ・漂流・漂着ゴミの除去
 - ・密漁監視 など



2. 小規模漁業構造改革促進対策事業(省エネ促進)

(支援対象)

先駆的に、小規模漁業者がグループで一齐に、省エネ型操業への転換(10%以上の省エネを実現)に取り組む際の次のような活動

計画策定、新たな操業形態の実証、取組の一環として行われる減船

(支援内容の例) (助成水準: 定額)

省エネ技術の専門家の派遣、協議会開催に要する経費を助成
 新操業形態の実証を行う漁協などに、用船料、燃油費などを助成、
 漁獲金額は、1事業期間終了後に返還

漁獲金額 < 助成額の場合 下回った分の9/10は国が負担

漁獲金額 > 助成額の場合 上回った分の1/10を事業実施者に配分

また、省エネが達成できなかった場合には、助成金は全額を返還

減船を行った者に対し、基準残存価格に応じた交付金を交付

大臣許可漁業: 4 / 9相当、知事許可漁業: 1 / 3相当

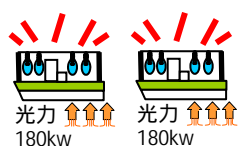
実証事業(原則1年間) 事業実施者: 漁協等

省エネ型操業転換計画に参加する漁船全船を用船し、
 新たな操業形態の実証化

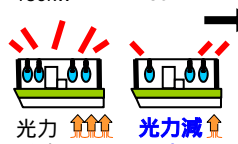
(例)

現状

(個々の漁業者が操業)



・燃油高騰により、
採算が急激に悪化



・一部漁船のみ
取り組んだ場合、
取り組んだ船のみに
水揚げ減少のしわ
寄せ

新たな操業形態の実証事業

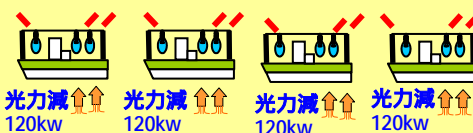
(漁協等が用船して操業)

漁協等

用船契約

用船料

〔人件費を含む
所用額を支給〕



実証化された省エネの取組の普及

省エネ型操業の実現

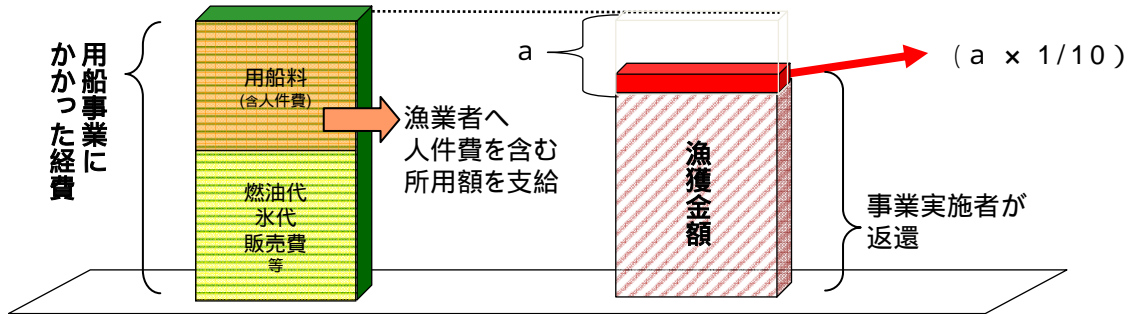
(参考) 漁獲金額の返還について

漁獲金額 < 用船事業経費 の場合

(実証のための用船事業にかかった経費をまかなうだけの漁獲がなかった場合)

不足分(a)の9/10を、国が負担します。

(つまり、事業実施者(漁協等)は、漁獲金額と不足分(a)の1/10を返還)

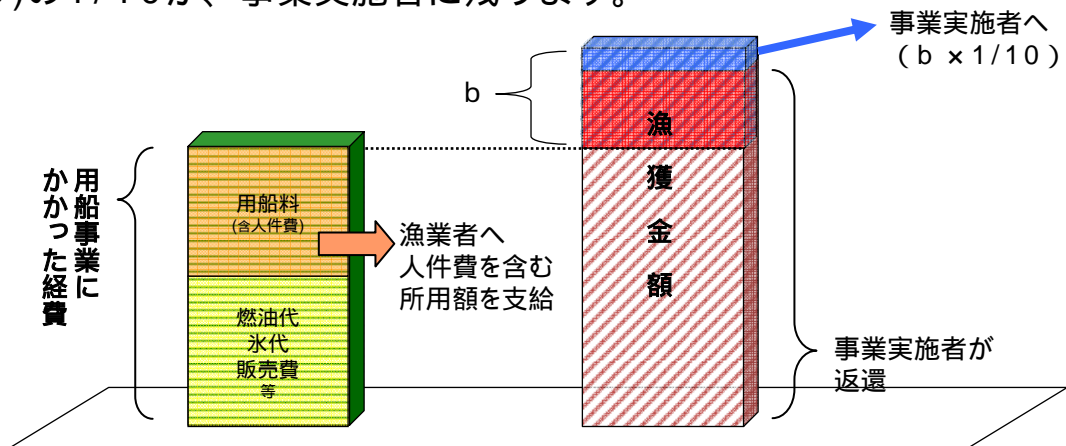


ただし、10%の省エネが達成できなかった場合、用船事業にかかった経費の全額を返還することとなりますので、計画策定の際にしっかりと検討されることが重要です。計画策定に際して、専門家の助言を受ける場合の助成措置もありますので、ぜひともご活用ください。

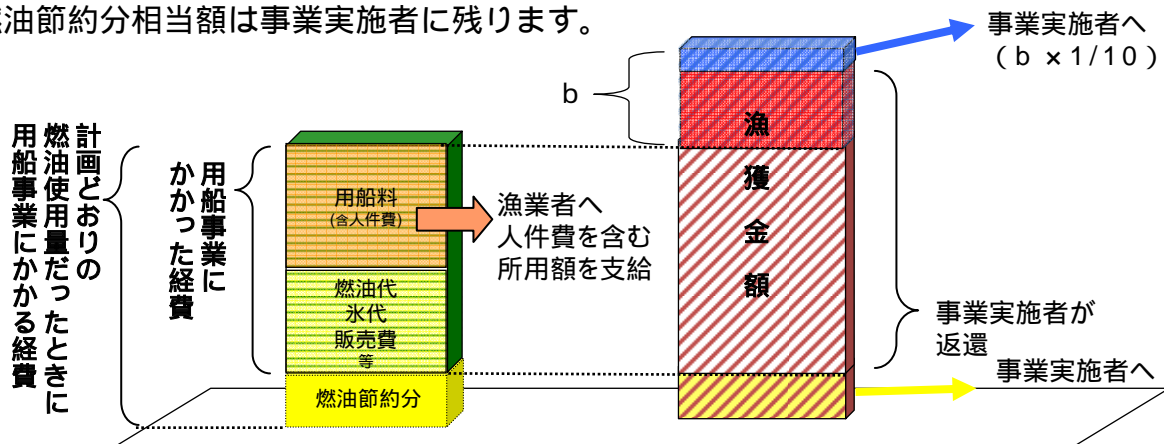
漁獲金額 > 用船事業経費 の場合

(実証のための用船事業にかかった経費を上回る漁獲があった場合)

超過分(b)の1/10が、事業実施者に残ります。



省エネ型操業転換計画の以上の省エネを達成した場合には、燃油節約分相当額は事業実施者に残ります。



3. 漁業経営体質強化対策事業

(支援対象)

< 沿岸漁業者のグループ向け【沿岸グループ活動支援事業】 >

協業化により省エネ活動を行う漁業者グループに対し

省エネ転換計画の策定と省エネ活動を支援

省燃油型機器等(陸上設備を含む)の導入(漁協等と共同所有)を支援

< 沖合・遠洋漁業者のグループ向け【沖合・遠洋省エネ操業形態導入事業】 >

共同漁場探索船、共同漁獲物運搬船等の導入を支援

(支援内容の例) (助成水準: 下記の活動を行うのに要する経費の1/2)

< 沿岸漁業者のグループ向け >

漁業者グループが省エネに関する知識や技術の向上を図るための研修会や会議の開催に要する経費

発光ダイオード式集魚灯、省エネ型の船外機・漁労機材・乾燥機等に要する経費

< 沖合・遠洋漁業者のグループ向け >

共同漁場探索船、漁獲物運搬船、燃油補給船に係る一定期間の用船等に要する経費

< 沿岸グループ活動支援事業 >

対象要件

「漁業者グループ」の認定
30トン未満の漁船の従事者のグループ(5名以上)で、グループを代表する者が65歳未満であること 等
漁協がとりまとめ役を担当
指導担当職員を配置する等、経営改善指導体制のしっかりとした漁協が担当

計画づくり

グループの省エネ推進や経営改善についての研修会や会議を開催
グループで燃油消費総量を10%以上削減する「省エネ転換のための行動計画」を策定
漁協がとりまとめ、漁連経由で全漁連に「計画」を提出

申請と評価

全漁連の「評価委員会」で審査し、計画が優良な場合には事業を認定

「計画」に沿った事業の実施

省エネを推進し、グループの経営改善に必要な機器などの導入を支援

< 沖合・遠洋省エネ操業形態導入事業 >

省エネ操業形態の導入支援

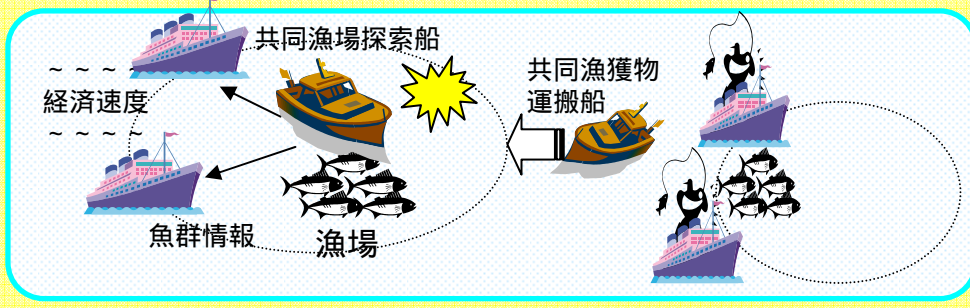
・共同漁場探索船、共同漁獲物運搬船等の導入

共同操業に要する共同漁場探索船・漁獲物運搬船・燃油補給船に係る一定期間の用船費用等を助成 など

期間：19年度～

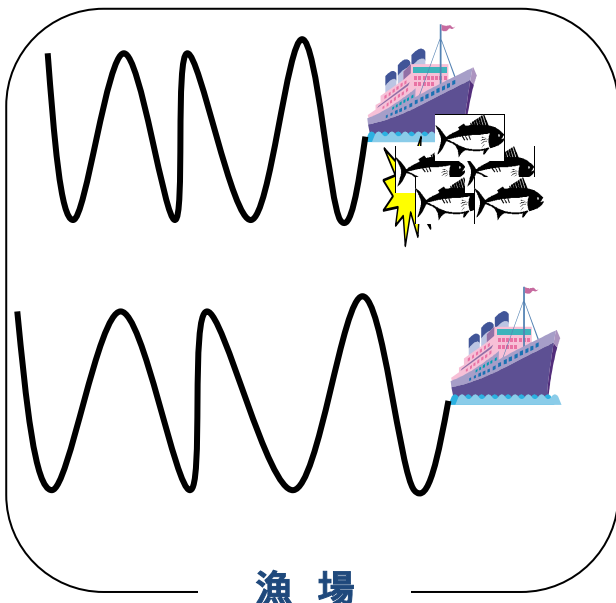
対象者：漁業者団体等

助成水準：1/2

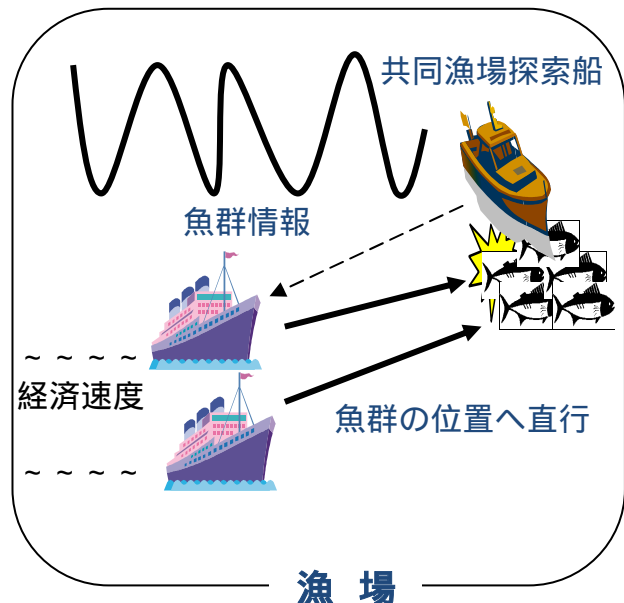


- 遠洋及び近海かつお・まぐろ漁船は、一般的に各漁船が個別に魚群を探索し、操業を行っている。
- しかし、魚群形成がまばらな漁場、遠方で漁場が形成される時期は、魚群探索が困難になり燃油等のコストが増加し経営を悪化させる要因となっている。
- そのため、漁業者がグループを作り、主に魚群探索を行う漁船を選定し、効率的な操業に繋げ、各漁船のコスト削減を目指す取組を実施している(10%以上の削減を目標)。

○ 従来の操業(各船がそれぞれ漁場探索)

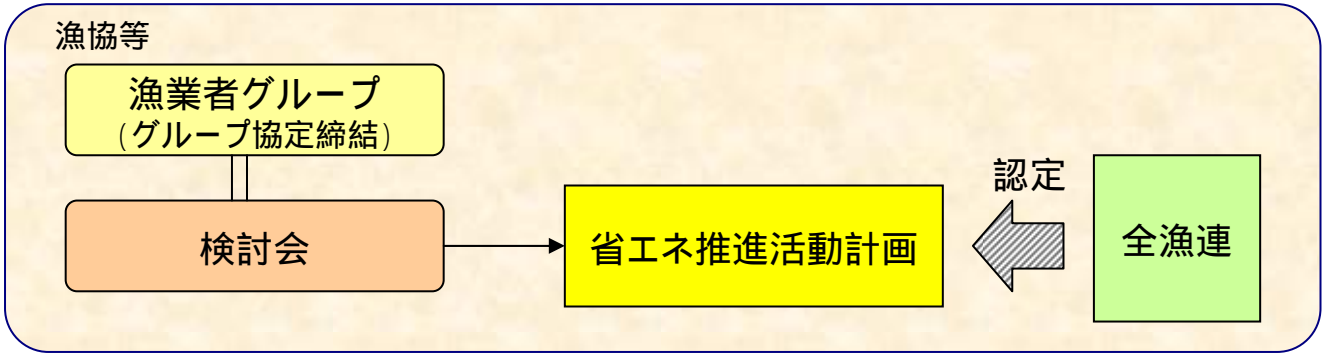


○ グループ操業(探索船が主たる漁場探索を担当)

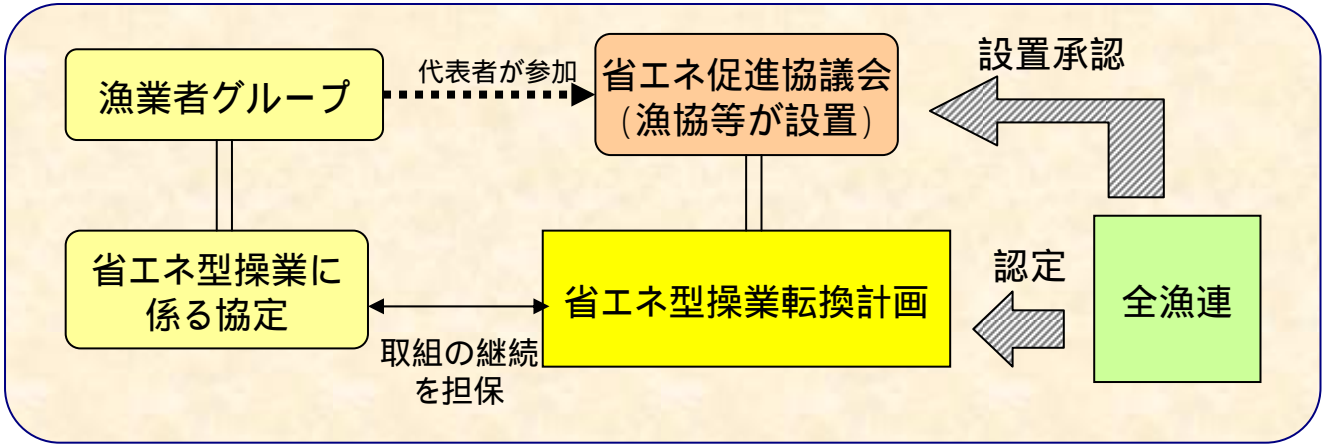


4. 申請手続

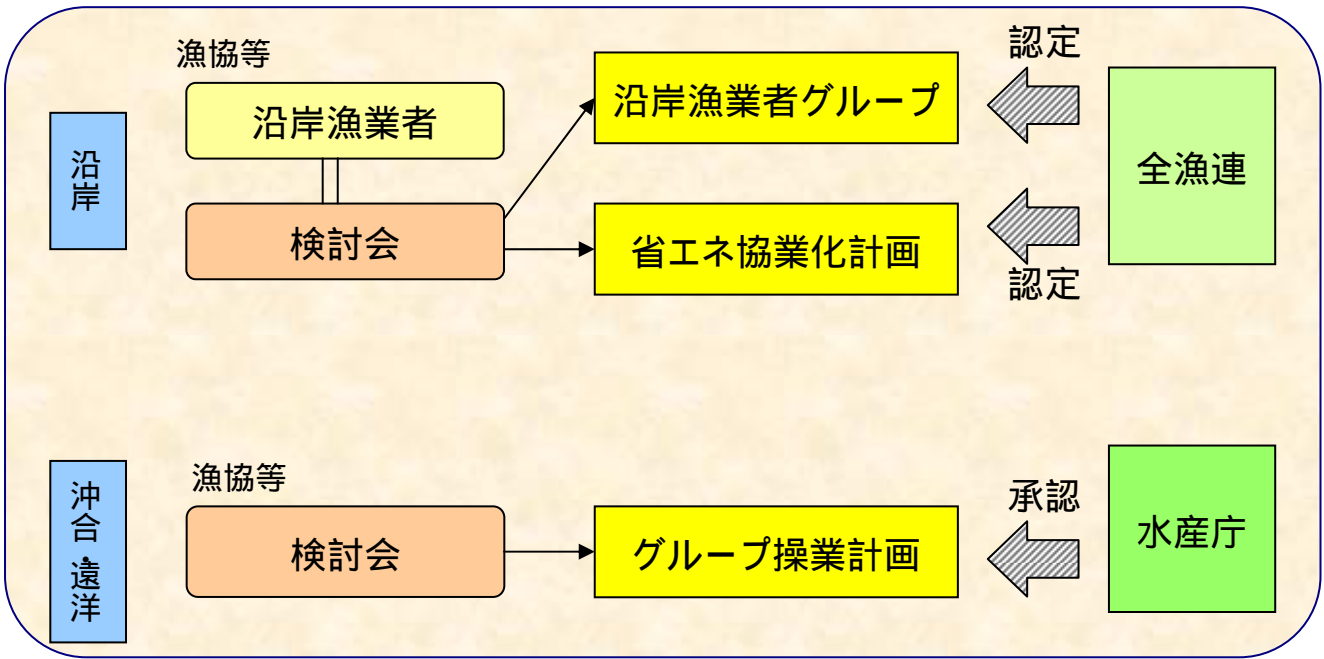
省エネ推進協業体活動支援事業



小規模漁業構造改革促進対策事業(省エネ促進)



漁業経営体質強化対策事業



5. Q & A

1 省エネ推進協業体活動支援事業について

Q 1 . この事業を活用できる漁業者は、具体的に、どのような方になりますか。

A 1 . この事業の取組の対象者は、特に漁船規模等は限定していませんが、輪番制休漁による燃油の節減と合わせ、沿海域漁場の生産力向上を目的とした活動に対して助成することとしている趣旨から、沿海域漁場の生産力向上とより深い利害関係のある沿岸漁業者を中心とした取組となることを想定しています。

Q 2 . 漁業者でグループを作る場合、どのような点に留意する必要がありますか。

A 2 . 漁業者のグループは、複数経営体で5人以上の漁業者(乗組員を含む)である必要があります。

Q 3 . 輪番制で休漁し漁場生産力向上活動を行うことを要件としている理由は、何ですか。

A 3 . 地域内の市場労働者や水産加工業者などへの影響を考慮し、水揚げを継続させながら輪番制で休漁し、資源管理の強化と漁場生産力向上につながることを狙いとしているからです。

Q 4 . 「漁場生産力向上の取組」とは、具体的に、どのようなものですか。

A 4 . 海浜清掃、藻場干潟の造成、魚付林の整備など、あくまでも水産資源の増加につながるような漁場の生産力の向上のための活動であり、魚価向上のための魚食普及活動や漁船整備などのような活動は対象とはなりません。

2 小規模漁業構造改革促進対策事業(省エネ促進)について

Q 1 . 用船契約は、誰と結ぶのですか。

A 1 . 用船契約は、事業実施者(省エネ促進協議会を設置した漁協等に選定された者)が省エネ操業転換計画に参加する漁業者と締結することとなります。

Q 2 . 用船料の算定は、どのような基準で行うのですか。

A 2 . 水産庁長官の定める算定基準(「小規模漁業構造改革促進対策事業(省エネ促進)の運用について)の別添)に基づき、直近2年間の人件費、消耗品費、通信費の実績等から算定することとなります。

Q 3 . 今回の事業では、代船建造は可能ですか。

A 3 . 新しい操業形態への移行により、漁船の燃油消費量を10%以上削減することが要件ですので、代船建造の有無は問いません。なお、この対策事業は代船建造を支援する事業ではありません。

Q 4 . 減船事業の場合、自由漁業者も参加できますか。

A 4 . 減船事業の場合は、将来にわたる継続的な減船が担保される必要がありますので、許可隻数の最高限度が定められている漁業種類に限定しています。

Q 5 . この事業終了後も、今回の省エネに向けた取組を継続する必要がありますか。

A 5 . この対策事業は、省エネ型操業への転換を目的としているため、将来にわたる省エネへの取組継続が漁業者の協定等により担保されている必要があります。

3 漁業経営体質強化対策事業について

Q 1 . 省燃油型施設は、個人で所有することができますか。

A 1 . 省燃油型施設は、漁業者個人と漁協、または複数の漁業者の共同所有とすることが必要です。

Q 2 . 陸上設備のみを省エネ化する場合でも、省エネ転換計画は、漁船も含めて立てる必要がありますか。

A 2 . 陸上設備のみを省エネ化する場合、陸上工程のみで燃油消費総量10%以上削減する計画を策定することは可能です。また、漁船のみ、または漁船と陸上を合わせて計画を策定することも可能です。

Q 3 . 沿岸漁業者グループが行う取組は、既存の取組が20km以上離れていないと実施できませんか。

A 3 . 漁業種類、対象魚種、操業形態等が異なっていることや取組内容などに新規性があり、かつ、類似の地域にも広く普及するような汎用性の高い取組であれば実施可能です。

【お問い合わせ先】

水産庁漁政部 燃油高騰対策推進PT室【燃油対策室】

TEL:03 - 6744 - 2134(直通) FAX:03 - 3595 - 1426

全国漁業協同組合連合会(全漁連) 漁政・国際部 燃油高騰等対策チーム

TEL:03 - 3294 - 9674(直通) FAX:03 - 3294 - 9675

大日本水産会(大水) 漁政部

TEL:03 - 3585 - 6681(直通) FAX:03 - 3582 - 2337